

令和8年度

清掃業務委託（米内沢小学校）

実施設計書

業務番号

小管理委第2号

業務場所

米内沢小学校 北秋田市本城字中島1-2

備考

事業主体名

北秋田市

業務期間

日間

着工年月日

契約締結日の翌日

完成年月日

令和9年3月5日

業務費（税込）

円

業務内訳

業務名	清掃業務委託（米内沢小学校）					
業務区分	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
清掃業務委託（米内沢小学校）						
1 トイレ清掃						
1) 床面洗浄		m ²	134			
2) 便器洗浄		台	46			
3) 配管洗浄		台	44			
4) 尿石取り		台	17			
2 床面洗浄ワックス塗布		m ²	3,705			
3 窓ガラス清掃		m ²	1,536			
4 タイルカーペット清掃		m ²	293			
小 計						
小計（端数調整）						千円未満切り捨て
消費税	10%					
合 計						

北秋田市立学校 清掃業務委託 共通仕様書

1. 委託内容

北秋田市立学校の校舎等の定期清掃業務。

2. 業務内容

別紙「特記仕様書」及び「設計書内訳」のとおり。

3. 業務開始前の届出事項等

- (1) 受託者は、業務の開始に先立ち、教育委員会の担当職員と十分に打ち合わせを行うとともに、「業務着手届」及び「業務管理責任者選任届」（任意様式）を提出すること。
- (2) 受託者は、作業の内容、日時等について事前に各学校の職員と十分に打ち合わせを行い、打合せの内容に基づいた「作業予定表」を作成し、教育委員会へ提出すること。作業時期及び日時は、各学校の要望を踏まえ、協議の後実施すること。

4. 業務実施にあたっての一般的注意事項

- (1) 授業、学校行事等学校運営に支障がないよう十分留意すること。
- (2) 児童、生徒、学校職員及び来校者に対する安全対策を十分に施すこと。
- (3) 受託者は、作業員に対し作業場所及び作業場所周辺の安全確認及び作業に使用する機械器具等の安全確認を十分に行った上で、作業をさせること。
- (4) 受託者は、作業員に対し作業時には名札等により身分を明確にさせるとともに、安全に作業ができる制服、又はこれに準じた服装により作業を実施させること。

5. 業務完了確認及び報告書等の提出

- (1) 受託者は、各作業完了後は直ちに学校職員の現場確認を受け、指示事項がある場合はその指示に従うこと。また、出来高払い及び完成払いの際の報告時には、完成部分について学校職員の現場確認を得た事を証明する書類を添付すること。
- (2) 受託者は、実施済作業ごとの出来高払いとする場合は、業務委託料の請求を行う毎に、教育委員会へ「業務履行報告書」（写真添付）を作業実施後速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、業務完了後遅滞なく「業務完了届」のほか、「業務完了報告書」（写真添付、任意様式）を添えて教育委員会へ提出すること。

6. その他

- (1) 清掃にあたり生じる電気使用及び水道使用に係る費用は発注者側の負担とし、清掃用具、洗剤、ワックス等の消耗品に係る費用は、受託者の負担とする。
- (2) 洗剤、ワックス等は、取扱いに十分注意を払い、清掃後は放置せず、必ず持ち帰るものとする。
- (3) 受託者は、本業務履行中に知り得た事項を委託者の許可なく公表し、または利用してはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、本業務に関係のある法令、条例、規則等を遵守すること。
- (5) 業務の履行にあたって、疑義が生じた場合あるいは本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者が協議の上、解決するものとする。

小管理委第2号 清掃業務委託（米内沢小学校）
特記仕様書

1. 適用

この特記仕様書は、小管理委第2号 清掃業務委託（米内沢小学校）に適用する。

2. 業務場所

北秋田市本城字中島 1-2 米内沢小学校 地内

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月5日まで

4. 業務内容及び作業希望時期

- (1) トイレ清掃（夏休み期間中）
- (2) 床面洗浄ワックス塗布（体育館含む）（夏休み期間中）
- (3) 窓ガラス清掃（10月 第1週）
- (4) タイルカーペット清掃（時期については学校と調整）

※作業時期の詳細については、学校担当者と協議の上調整すること

5. その他

その他業務を履行する上で疑義が生じた場合は、都度発注者と協議の上決定することとする。

位置図 米内沢小学校 北秋田市本城字中島 1-2

